大都市狙い撃ちの
「財政力格差是正論」への反論

平成19年6月

東　　京　　都

「都市対地方」の問題にすり替えることなく、「国と地方」のあるべき姿を目指す大局的議論を

○　「骨太の方針2007」（経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007）の策定に向け、地域間の税収の差と財政力の差を結びつけ、「税収の偏在の是正に早急に取り組む」として、東京をはじめとする**都市部の財源を吸い上げ、地方に回そうとする議論**が俎上にあがっている。

○　今後一層の地方分権を進めていこうとしている中にあって、ものごとを一面的に捉えて、こうした議論を先行させることは、**地方分権の本質を見失わせるもの**であり、国・地方全体にとって利益にならない。

○　今、取り組むべきことは、国と地方のあるべき姿を示し、真の地方分権の実現に向けた改革を推し進めていくことであり、**小手先の手法で当座をしのぐことではない。**

○　わが国の将来を見据えた、**真摯で大局的な議論**が求められている。

地方自治体の「財政力」を税収のみに着目して議論するのは不適当。歳入、歳出、改革努力を合わせて考えることが必要である。

歳　　入

　地方税の偏在は、地方交付税制度によって調整されており、偏在そのものも、長期的には縮小している。

歳　　出

　日本を支える首都東京には、大都市特有の財政需要が存在し、東京への投資は国全体の利益につながる。

改革努力

　国や他の自治体に先んじた行財政改革が、都財政の健全性回復に大きく寄与している。

地域間の税収の偏在是正を名目に、地方税の原則や地方分権改革に反するような税制の見直しを行うべきではない。

問 題 点

- 法人二税の「配分」の見直し → 地方分権改革の流れに逆行するもの
- 国税と地方税の税目交換 → 法人二税の果たす役割を無視するもの
- 「ふるさと納税」 → あるべき税の体系を歪めるもの

権限と税源の移譲なくして「地方分権」はない

「財政力格差の是正が必要」と主張されているが、地方自治体の「財政力」を見るには、歳入、歳出、行財政改革努力を合わせて考えることが必要である。

○歳入（一般財源（地方税＋地方交付税等））

◆　地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより地域間で偏在があるが、**地方交付税によって調整**されている。人口１人当たりの一般財源額で見れば、東京都は都道府県の平均程度である。

《人口１人当たり一般財源額》

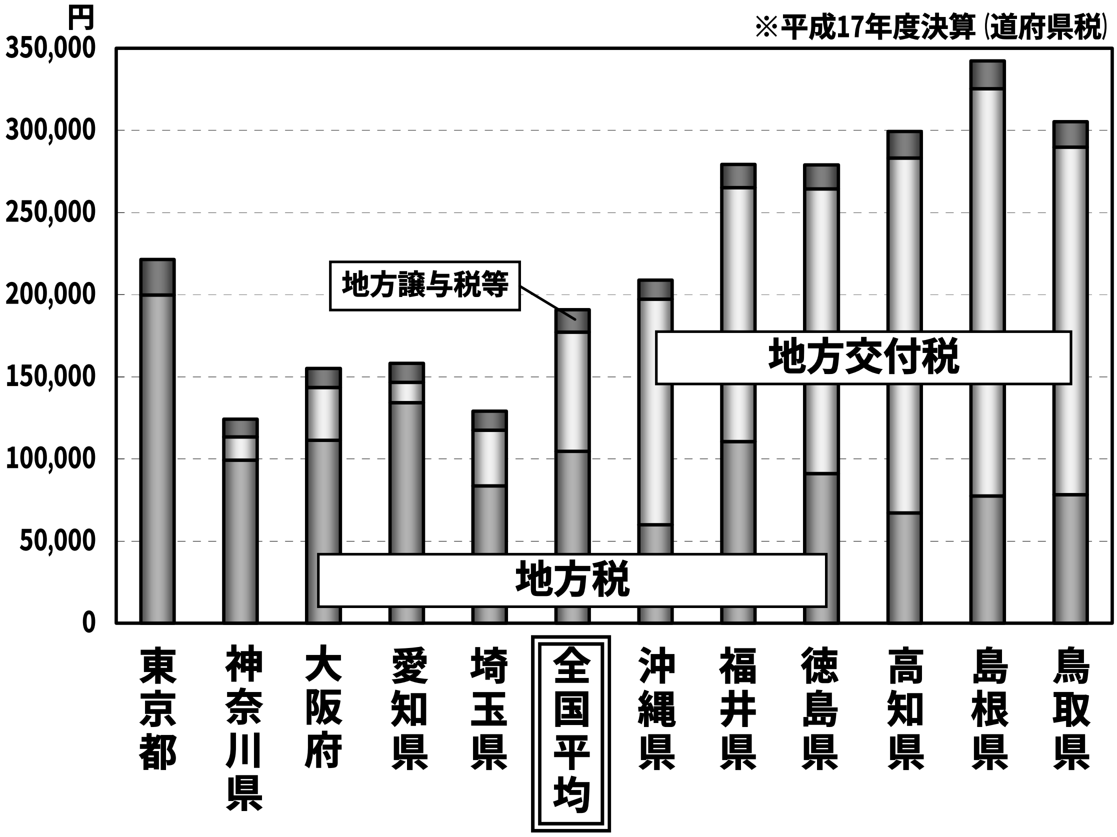

◆　地方税の偏在自体も、地方消費税の導入や法人事業税の分割基準の見直しなどにより、**長期的には縮小**している。

《人口１人当たり地方税収の偏在度の推移》

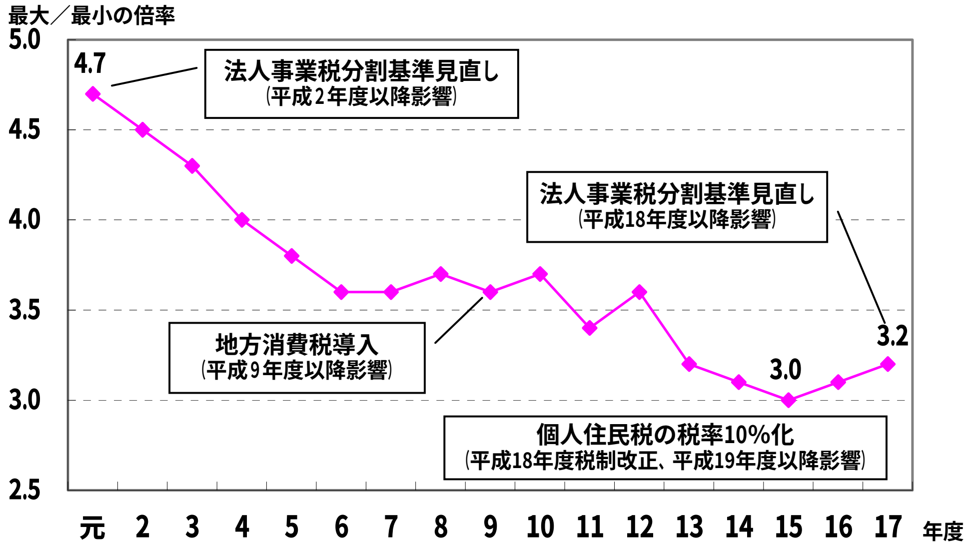

※「最大／最小の倍率」は、都道府県ごとの人口1人当たり地方税収の最大値を最小値で割った数値である。
※ 地方税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。

◆　都税収入は、わずか３年の間に１兆円近くの減収となるなど変動が大きい。**最近の増収にのみ着目して議論すべきではない。**

《都税収入の推移》

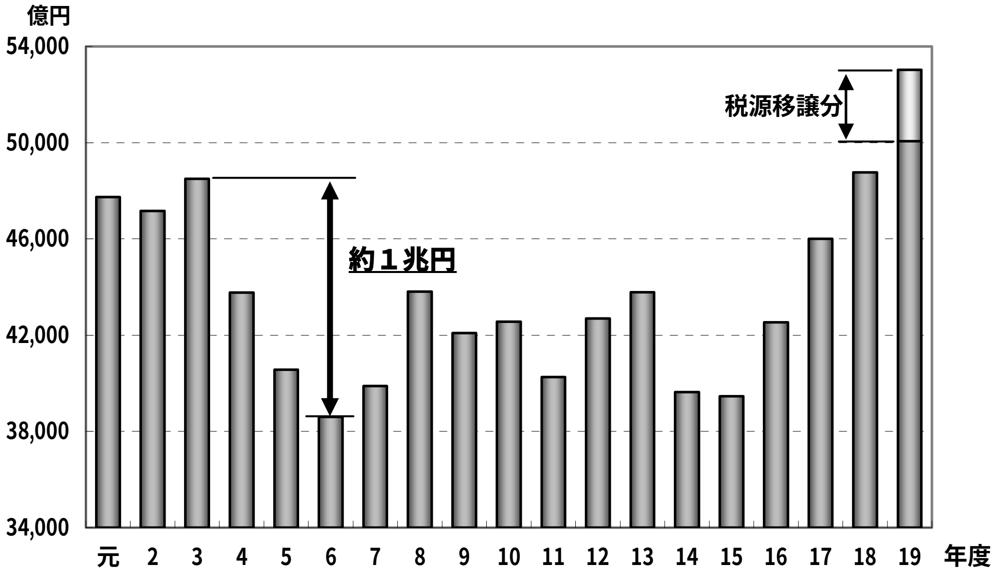

※ 平成17年度までは決算額、平成18年度は最終補正予算額、平成19年度は当初予算額である。

○歳出（財政需要）

◆　東京は、**大都市特有の財政需要**を抱えており、解決に向けた数多くの取組が必要である。

大都市需要に応える取組の例

①　都市の効率性を高める取組が必要である。

<現状>

指　　標	東京都	全国平均
混雑時旅行速度	18.8km/h（区部）	35.3km/h

<東京都の取組>

環状第２号線の整備（晴海～築地　延長1.6km）総事業費 1,124億円 など

大都市では、道路整備にコストがかかる

（１km当たりの整備費）
環状第２号線　　700億円程度
他都市の例　　50～100億円程度

<現状>

指　　標	東京都内	全国
踏切数	約1,200箇所	約36,000箇所
開かずの踏切	約300箇所	約600箇所

都内の全踏切による経済損失は年間 3,000 億円

<東京都の取組>

鉄道連続立体交差事業　　８路線10箇所　事業費 6,859億円 など

②　都市の安全性を高める取組が必要である。

＜現状＞

近年、局所的な集中豪雨が頻発している。東京では、都市化が進んでいるため、集中豪雨が都市型水害につながりやすい。

《1時間50mm以上の雨量を観測した都内の延べ観測所数》

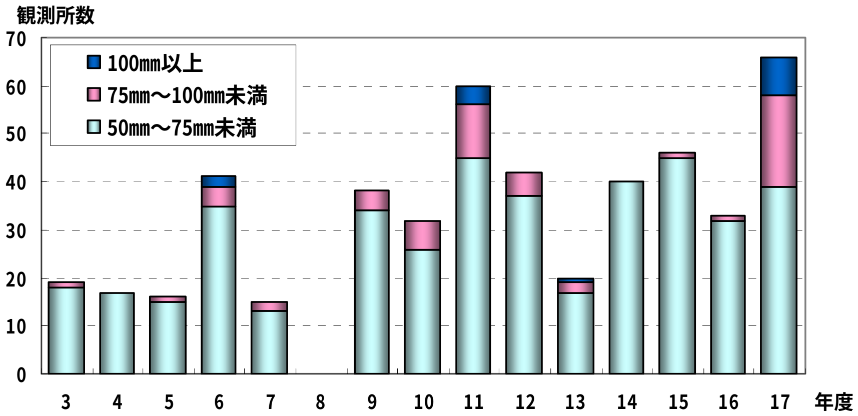

※１時間 50 ㎜～80 ㎜未満（気象庁による）
滝のように降る。都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。多くの災害が発生する。

＜東京都の取組＞

地下調節池

古川地下調節池	貯留量 13.5 万㎥	総事業費　270 億円
環七地下調節池	貯留量 54.0 万㎥	総事業費　1,030 億円

など

◆　東京への投資は、東京だけにとどまらないインフラ整備効果を持ち、**日本全体を支えていくために必要**なものである。

道　路	**23 区内を走る大型車の 1/3 は、他県間の通過交通**
空　港	**国内便利用者の３割以上は、羽田空港に集中**
港　湾	**東京港で扱う輸入貨物の６割以上は、他県で消費**

○行財政改革

◆　今日、都財政が健全性を回復したのは、これまでに積み重ねてきた**行財政改革の成果が大きく寄与**している。

＜職員数の見直し＞

いち早く職員数の見直しに取り組み、徹底した削減を行っている。

《職員数の推移》

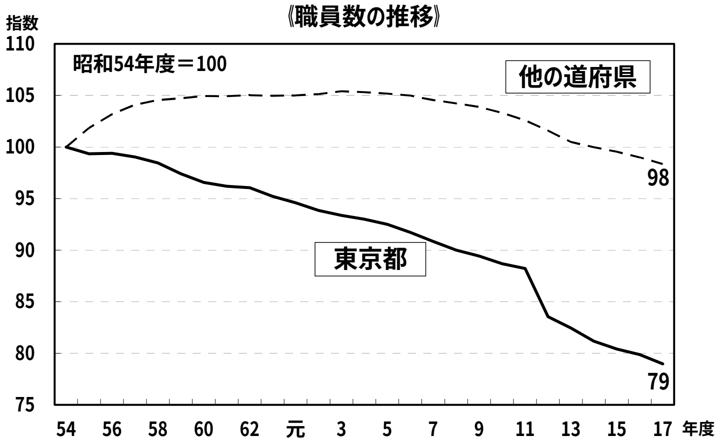

※総務省「地方公共団体定員管理調査」結果による

＜監理団体の見直し＞

団体の統廃合を行うとともに、団体への財政支出を厳しく抑制している。

《監理団体への財政支出の推移》

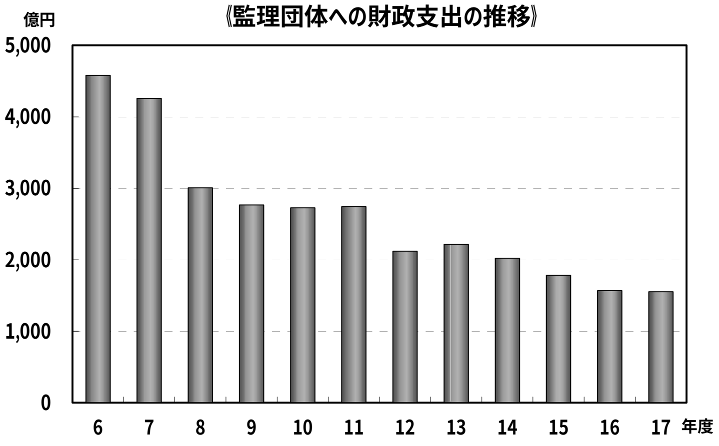

＜投資的経費の削減＞

バブル経済崩壊後、都は大規模施設の新規建設を停止するなど、いち早く経費の削減に取り組んできた。

《普通建設事業費における単独事業費の推移》

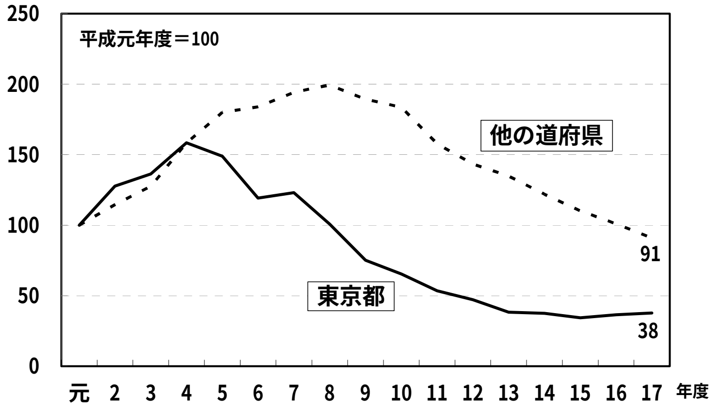

＜歳出削減への取組＞

こうした取組に加え、聖域なく施策を見直すなど、国や地方全体に比べて厳しい歳出削減に取り組んできた。

《一般歳出の推移》

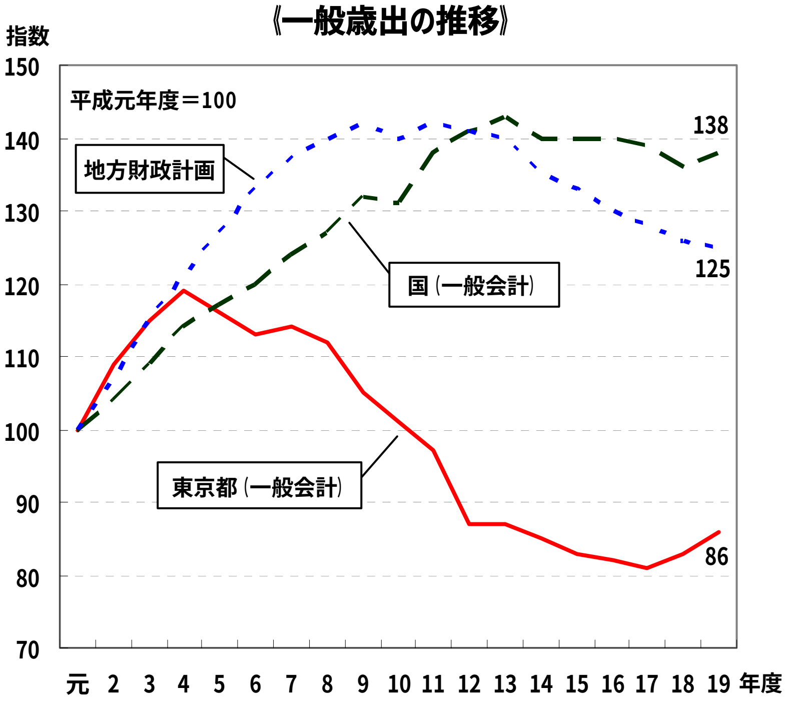

◆　これまでの自治体の改革努力を正当に評価せず、逆にその成果を奪うことは、行財政改革に対する**自治体のインセンティブを失わせる**ことになる。

＜税収確保努力＞

都は、徴収率の向上に努めるとともに、税収確保に向けた独自の取組を積極的に行っている。

《徴収率の推移》

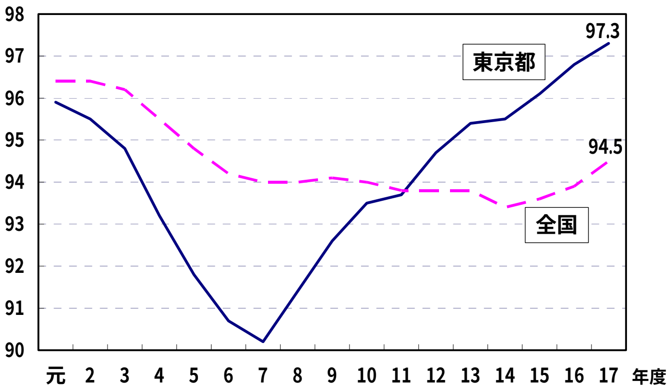

現在主張されている、地域間の税収の偏在をことさらに強調する税制見直しの意見は、東京への大きな打撃になるのはもとより、地方税のあり方から見ても問題が多い。

○法人二税の「配分」の見直し

◆　経済財政諮問会議における意見

・「偏在の原因である地方法人二税自体の配分の見直しを検討」

・「偏在度の大きな法人二税について按分を変える方法」

◆　想定される内容

・法人二税を人口基準等により自治体に「配分」

問　題　点　**地方分権改革の流れに逆行するもの**

・法人の事業活動と税の帰属を切り離すことは、課税の対象と自治体との関係を断絶するもので、**もはや地方税とは呼べない**。

・人口基準等により「配分」することは、企業誘致、産業振興等への**自治体の意欲を失わせる**ことになる。

・「国でプールして配分」することは事実上の交付金化であり、地方の自立を目指す**地方分権改革に逆行**する。

◆　都への影響額(試算)

・法人二税を分割基準ではなく、新たに人口基準により「配分」した場合

⇨　１兆４，０００億円の減収

○国税と地方税の税目交換

◆　経済財政諮問会議における意見

・「地方消費税の充実とあわせ、法人課税の国・地方の配分のあり方の見直し」

・「偏在度の大きな法人二税を交付税財源にし、交付税財源である消費税を同額地方消費税とする方法」

◆　想定される内容

・偏在性の低い消費税(国税)を地方税化
・偏在性の高い法人二税(地方税)を国税化

同額を交換

問　題　点　　**法人二税の果たしている役割を無視するもの**

・法人は、事業活動にあたり自治体から行政サービスを受けており、地域の構成員として**応分の負担**をすべき。

・法人二税の比重を減らすことは、企業誘致、産業振興等への**自治体の意欲を減少させる**ことになる。

◆　都への影響額(試算)

・消費税を地方税化し、
　（国：地方　＝　４：１　→　２．５：２．５）
・同額の法人二税を国税化した場合

⇨　５，０００億円の減収

○「ふるさと納税」

◆　経済財政諮問会議における意見

・「「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策」

◆　想定される内容

・過去に地方が負担した福祉や教育のコストに代わるものとして、住民税の一部を「ふるさと」(出身地など)に納める。

問　題　点　**税制のあるべき姿を歪めるもの**

・受益に応じて負担するという住民税の原則に反する。

・そもそも「ふるさと」という定義が明確でない。

地域間の税収の偏在是正を名目に、地方税の原則や地方分権改革に反するような税制の見直しを行うべきではない。

権限と税源の移譲なくして「地方分権」はない

○　東京をはじめとする都市部の財源を吸い上げて地方に回すという考え方は、「国と地方」の根本的な分権改革の議論を「都市対地方」の問題にすり替えようとするものです。

○　税収が伸びているにもかかわらず、地方財政が厳しい状況にあるのは、国が全体の方向性も示さぬまま、「三位一体の改革」の名を借りて、地方分権改革の本来の趣旨とは無関係に地方交付税の大幅削減を断行したためです。

○　真の地方分権を実現するためには、国と地方の役割分担を見直したうえで、地方が自らの責任と権限により行財政運営を行うことができる基盤を確立することが必要です。

今こそ地方分権改革の原点に立ち返り、国から地方への権限移譲とそれに見合う税源移譲、地方交付税を含む財政調整機能のあり方などを一体的に見直すことが急務です。